# 岩槻駅周辺まちのあり方ビジョン検討有識者会議設置要綱

（目的）

第１条　地下鉄７号線（埼玉高速鉄道線）の延伸に伴い鉄道結節点となる岩槻駅周辺地区について、結節後の新たなまちのあり方やその実現に必要な施策のイメージをビジョンとして取りまとめるにあたり、専門的かつ多角的な視点からの意見を聴取するために、岩槻駅周辺まちのあり方ビジョン検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　有識者会議は、鉄道結節点となる岩槻駅周辺地区の新たなまちのあり方やその実現に必要な施策イメージを含むビジョンに関する事項について、委員から意見を聴取するものとする。

（委員等）

第３条　有識者会議の委員は、都市計画、ウォーカブル推進、地域経済又は観光まちづくり等に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員の人数は、４人以内とする。

３　委員の任期は、令和８年３月３１日までとする。

（座長）

第４条　有識者会議に座長を置き、委員の互選により定める。

２　座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

３　座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　有識者会議の会議は、座長が招集し、主宰する。

２　有識者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

３　有識者会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（事務局）

第６条　有識者会議の事務処理を行うために、都市戦略本部未来都市推進部に事務局を置く。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。